

中山間地域振興立法（※）指定地域

（※）過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、棚田地域振興法

R5. 3. 22

市町村	旧市町村		過疎	山村	半島	特農	棚田	一部山村指定区域	一部特定農山村指定区域	指定棚田地域
京都市	京都市	都市的(水田)					○	全域	全域	京都市
	京北町		○							
福知山市	福知山市	都市的(水田)						金山村、三岳村、金谷村、雲原村	下川口村、上六人部村、上川口村、金山村、三岳村、金谷村、雲原村	
	三和町	山間農業(水田)	○	○				全域	全域	
	夜久野町	山間農業(水田)	○					全域	全域	
	大江町	中間農業(田畑)	○					○ 河守上村、河東村、有路下村	全域	河守上村
舞鶴市		都市的(水田)		○		◎		岡田上村、岡田中村、岡田下村	全域	
綾部市		中間農業(水田)	◎	○		◎		山家村、口上林村、中上林村、奥上林村、志賀郷村	全域	
宇治市		都市的(水田)								
宮津市		中間農業(水田)	◎	○	◎	◎	○	世屋村、日ヶ谷村	全域	上宮津村、世屋村
亀岡市		都市的(水田)				○	○		東別院村、西別院村2-1、畑野村、宮前村、保津村、東本梅村	西別院村、千歳村
城陽市		都市的(田畑)								
向日市		都市的(水田)								
長岡京市		都市的(田畑)								
八幡市		都市的(水田)								
京田辺市		都市的(水田)					○			普賢寺村
京丹後市	峰山町	中間農業(田畑)	◎	○	◎	○		五箇村	峰山町、五箇村	
	大宮町							常吉村、五十河村、三重村	全域	
	網野町							郷村、木津村	郷村、木津村	
	丹後町							豊栄村	全域	
	弥栄町							野間村	全域	
久美浜町	久美谷村、川上村、上佐濃村、田村	久美谷村、川上村、上佐濃村、下佐濃村								
南丹市	美山町	山間農業(水田)	◎	○			○	全域	全域	
	園部町	中間農業(水田)						川辺村、摩気村、西本梅村		
	八木町	中間農業(水田)						神吉村		
	日吉町	山間農業(水田)						全域	全域	
木津川市	山城町	中間農業(田畑)								
	木津町	都市的(水田)								
	加茂町	中間農業(田畑)	○							
乙訓郡	大山崎町	都市的(田畑)								
久世郡	久御山町	都市的(水田)								
綴喜郡	井手町	都市的(田畑)								
	宇治田原町	中間農業(田畑)		○		◎		宇治田原村	全域	
相楽郡	笠置町	山間農業(田畑)	◎			◎			全域	
	和束町	中間農業(畑)	◎	○		◎		湯船村	全域	
	精華町	都市的(水田)				○			山田荘村	
	南山城村	中間農業(田畑)	◎	◎		○		全域	大河原村	
船井郡	丹波町	山間農業(水田)	◎	○			○	竹野村	竹野村	
	京丹波町							瑞穂町	全域	全域
	和知町							和知町	全域	全域
与謝郡	伊根町	山間農業(水田)	◎		◎	◎			全域	
	与謝野町	加悦町	山間農業(水田)	◎	○	◎	○	与謝村	全域	
		岩滝町	都市的(水田)							
		野田川町	中間農業(水田)							岩屋村

[凡例] ◎・・・市町村全域指定

○・・・旧市町村区域指定

※離島は、府該当無し

凡 例	
市町村全域指定	
旧市町村区域指定	

H29.4.1更新

過疎指定: 南山城村(新規)

京丹後市(旧久美浜町、旧丹後町)→全域指定

R3.4.1更新

過疎指定: 与謝野町(新規)

過疎解除: 京都市(旧京北町)

R4.4.1更新

過疎指定: 綾部市、木津川市(加茂町)(新規)